

カウンセリング関連の法律

わたしたちがひとりの社会人として生きるために「ルール(法律)」が存在します。

それは、心理カウンセラーとして活動する際でも同じです。

心理カウンセラーやカウンセリングに関係する
法律についても知っておくようにしましょう。

ここで注意点

あくまで講座資料作成時点での情報です。

あなたがこの資料をご覧になっている「今現在の法律」はひょっとすると変更・改正されている(すでに資料として情報が古くなっている)可能性がありますので、

必ずご自身で定期的に情報のアップグレードを行ってくださいね。

法律って、一体どうやって調べるの・・・？

「法令検索」

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

で、法律についての条文を見ることができます。

または、インターネット検索で「〇〇法」と検索したり、
弁護士など法律の専門家に相談したりして
確認しましょう。

次のスライドからは、心理カウンセラーとして最低限おさえておきたい法律のポイントとなる箇所についてです。

(項目①～⑥のスライドが次ページ以降にあります)

※この講座では全体像の理解を目的としています。
講師視点で解釈した表現をしています。

(条文そのものを引用しているわけではないので
ご了承ください)

①～③については、カウンセラーではなくても、社会人ならば知っておきたいところ。

④、⑤については、たとえ無料であったとしてもカウンセラーとして活動するならば知っておきたいところ。

⑥については、あなたが心理カウンセラーとして独立開業するならば、知っておいた方が良い部分となります。

①個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

- ・個人情報を緊急の時以外、本人の同意なく第三者に漏らしてはいけない。
- ・個人情報＝氏名、生年月日、電話番号、顔写真など特定の個人を特定できる情報
- ・緊急の時＝命にかかわる事態や身体や財産などの保護をしないとイケないが、本人の同意を得るのが困難な時

①個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

(例) ※下にいけばいくほど個人情報だだ漏れ状態です

FBで「昨日はみんなでUSJ行ってきたよ～」と投稿。
写真には4人が顔にキラキラモザイクつきで映っている

FBで「昨日はみんなでUSJ行ってきたよ～」と投稿。
写真には4人が顔出しありで映っている

FBで「昨日はりさ、まり、ゆきとUSJ行ってきたよ～」と投稿。
写真には4人が顔出しあり、タグづけありで映っている

①個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)

(あなた自身を守るために)

- ・自分の個人情報はもちろんのこと、家族や友人、仲間、そして、お客様の個人情報も大切に扱いましょう。
- ・SNSで「ついうっかりとやらかした」パターンに注意。
→ 嬉しかった、楽しかったなど、自分の気分が良い時ほど「うっかり」してしまうのが人間です。こういう時ほど注意!
＜おまけ＞スパイの鉄則(?)→情報欲しければ、相手に惚れさせろ

②医師法・薬剤師法

(医師法)

・医師にしか診断・治療などの医療行為はできません。

※カウンセラーは、医療への介入はできません。

・医師でないのにそう思わせるような名称は名乗れません。

(薬事法)

→医師法と本質的な意味は同じことが書かれています。

※カウンセラーは、お薬に関する指導はできません。

③虐待・DV防止に関する法律

「児童虐待の防止等に関する法律」

「障害者虐待防止法」

「高齢者虐待防止法」

「配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律」

※正式名称で書くとこうなっちゃいます……。漢字ばかりですね～

児童虐待防止法とか、DV防止法とかの名称のほうが聞いたことあるぞ、ってなる方のほうが多いと思います。

③虐待・DV防止に関する法律

虐待やDVにあてはまるもの

※こまかい分類は法律ごとに若干ちがう場合もあります

- ・身体的虐待
- ・心理的虐待
- ・ネグレクト
- ・性的虐待
- ・経済的虐待(子ども以外の場合)
- ・セルフネグレクト(高齢者の場合)

③虐待・DV防止に関する法律

もし、クライアントが話された話の中で虐待やDVが見つかったらどうすればいいの・・・？

(原則)

- ・まずは、落ち着け。(カウンセラーは焦らない)
- ・今ある「私とクライアントとの信頼関係」を維持する
- ・必要なことは伝える。どうしてもその時は緊急対応

③虐待・DV防止に関する法律

(クライアントが被害者の場合)

- ・今の状況をクライアント自身がどう思っているか？
どうしたいか？を具体的に聴く。

→虐待やDVに遭っている **自覚があるかどうか**を確認

- ・クライアントが自分を自分で守る選択や行動ができるようにカウンセラーは関わっていく。(**自己肯定感を上げる**)

- ・介入してくれる相談窓口の情報提供など、知識を伝える

③虐待・DV防止に関する法律

(クライアントが加害者の場合)

・今の状況をクライアント自身がどう思っているか？
どうしたいか？を具体的に聴く。

→虐待やDVをしている **自覚があるかどうか**を確認

・クライアントの依存的・自己破壊的な態度や行動を止めることができるようにカウンセラーは関わっていく。

(**罪悪感を癒していく**)

・容認できない行動(レッドカード)はハッキリと伝えておく。

③虐待・DV防止に関する法律

(クライアントが第三者の場合)

・今の状況をクライアント自身がどう思っているか？
どうしたいか？を具体的に聴く。

→虐待やDVが起きている**自覚があるかどうか**を確認

※ただし、CL自身の本当のお悩みから反れ過ぎないように。

(**他人の問題を持ち出すことで自分の問題を避けるパターンの可能性があるため**)

・クライアントが加害者・被害者それぞれに対し何かできることがあるか？を話し合う

※クライアントが抱え込みすぎてしんどくならないよう、いざという時に介入できる相談機関の情報を被害者に伝えてあげるのも良い、なども伝えておく

④福祉に関連する法律

「社会福祉法」

「児童福祉法」

「高齢者福祉法」

「生活保護法」

「身体障害者福祉法」

「知的障害者福祉法」

「精神保健及び障害者福祉に関する法律」

「障害者総合支援法」

「発達障害者支援法」・・・など

④福祉に関連する法律

いろいろな法律がありますが、基本的な考え方は
「**すべての人がより幸せに毎日を過ごす**」
ことが目的だということです。

さまざまな人を対象とした「福祉サービス」があります。

対象となる場合は
市町村や都道府県の窓口で申請をして、審査をしてもらい、
OKができればサービスを受けることができます。

⑤就労に関する法律

「労働基準法」

「労働契約法」

「男女雇用機会均等法」

「障害者雇用促進法」

「労働組合法」

「労働施策総合推進法」 ←パワハラ防止法のことです

・・・など

⑤就労に関する法律

とりわけ、「職場の人間関係」でのご相談であればハラスメントについての話になる場合もあります。

また、「うつで悩んでいる」などの相談であってもよ〜く話を聞いていると、職場の同僚からのパワハラが原因でうつになっていることが分かる、というような場合もあります。

この場合、単純にうつへの対処だけでは問題は解決しません。

⑤就労に関する法律

ハラスメントについて

詳しくは「あかるい職場応援団」のサイト(厚労省)等を参照。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

⑤就労に関する法律

ハラスメントについての最低限の知識
パワハラには6つの類型があります。

「身体的な攻撃」

「精神的な攻撃」

「人間関係からの切り離し」

「過大な要求」

「過少な要求」

「個の侵害」

⑤就労に関する法律

セクハラ、マタハラにも類型があります。

<セクハラの種類>

「対価型セクシュアルハラスメント」

「環境型セクシュアルハラスメント」

<マタハラの種類>

「制度等への利用への嫌がらせ型」

「状態への嫌がらせ型」

⑤就労に関する法律

職場には「ハラスメントを防止する義務」があります。
相談担当者を置き、相談があれば改善しないといけません。

労働組合があれば助けを求めたり、労働組合がなくてもユニオンなどに助けを求める方法もあります。

・・・が、そうは言ってもなかなか難しいのが現実です。

場合によっては休職・退職・調停などさまざまな選択肢を考慮しながら、お客様にとって良い答えを一緒に模索しましょう。

⑤就労に関する法律

公務員の場合、労働関係の法律は適用されないものがあるので
少しややこしいです。

その理由は、公務員についてのルールそのものが
国家公務員法や地方公務員法で定められているからです。

とはいえ、パワハラ防止などのルールは
国家公務員なら「人事院規則」に、地方公務員はパワハラ防止法
の中に含まれています。

⑥独立開業するなら知っておきたい法律

「所得税法」

「著作権法」

「消費者契約法」

「会社法」

…など

⑥独立開業するなら知っておきたい法律

「所得税法」

ほぼ確実に確定申告しないといけなくなります。

国税庁HPなどで調べたり、お住まいの地域の税務署で聞いたりしましょう。

⑥独立開業するなら知っておきたい法律

「著作権法」

ブログを書いたり、HPを作ったり、さまざま情報発信や制作・創作をしたりしますが

要は、本人がOKだと言っていないのにパクっちゃだめですよ～ということです。

※書籍の引用をする場合は出典を明示

※画像などの場合は著作権フリー、商用利用OKかどうか確認

⑥独立開業するなら知っておきたい法律

「消費者契約法」 → 消費者庁HPなどを参考に。

あなたがお客様に対してカウンセリングを行う場合
「契約」になります。

価格表示のしかた、キャンセル規定、プライバシーポリシーなどの契約に関係するルールなどが書かれていますのでお客様とのトラブル防止やあなた自身のリスク管理に必須です。

⑥独立開業するなら知っておきたい法律

「会社法」

あなたが法人化する場合、必須です。

先の労働関係の法律も併せて、しっかりと押さえておきましょう。

(特に雇用・賃金・就業規則などの社内ルールの作成)

※こころの専門家がたった一人で法的対応をこなすことはほぼ不可能です。
社労士・行政書士・弁護士など経営や法律の専門家に助けてもらいましょう。

迷ったり、分からないことがあったりしたら
一番確実なのは専門家に聞くことです。

法律の専門家に尋ねるのが最も確実性が高いでしょう。